

## 近郊緑地保全計画作成の方針

### 1. 近郊緑地保全計画の位置付け

近郊緑地保全計画は、近郊緑地保全区域における近郊緑地の保全に関する基本的事項を定める計画であり、首都圏近郊緑地保全法（昭和41年法律第101号）第4条の規定に基づき、以下について定めることとされている。

### 2. 計画に定める事項

#### (1) 保全区域内における行為の規制、その他当該近郊緑地の保全に関する事項

近郊緑地及びその周辺の土地利用の状況、地域の特性を踏まえ、緑地の保全・管理の方針、緑地の利活用の方針、行為の届出が行われた際に必要に応じて行う助言・勧告の観点等について規定する。

- ・緑地保全及び管理の方針
- ・緑地の利活用の方針
- ・自然環境の特性に対応する管理の方針
- ・届出があった場合に必要に応じて行う助言、勧告において留意すべき事項 等

#### (2) 保全区域内において当該近郊緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項

近郊緑地の保全のため必要とされる施設、保全に関連して必要とされる利活用のための施設等について規定する。

- ・近郊緑地の管理に必要な施設
- ・近郊緑地の保全活動、安全の確保のために必要な施設
- ・近郊緑地の適正な利活用に供する施設
- ・良好な自然の環境の保持のために必要な施設 等

#### (3) 近郊緑地特別保全地区の指定の基準に関する事項

当該近郊緑地保全区域内において、近郊緑地の保全の効果が特に著しい又は特に良好な自然の環境を有しているとして、近郊緑地特別保全地区の指定の方針、観点、基準等について規定する。

#### (4) 近郊緑地特別保全地区内における土地の買入れに関する事項

### 3. 近郊緑地保全区域の指定を行った場合における近郊緑地保全計画（保全区域内における行為の規制、その他当該近郊緑地の保全に関する事項）の作成方針

#### (1) 三富新田

- ・農業の振興を前提に、地域独自の循環型農業の営みにより形づくられた平地林、農地、屋敷林が一体となった独特な自然環境を保全することを基本方針とする。
- ・大規模平地林部分における、良好な自然の状態を保持・改善する。
- ・行為制限にあたり営農への支障を生じないように配慮するとともに、営農に関係しない廃棄物・土砂の投棄・堆積等の行為の抑制に特に留意する。
- ・環境教育、普及・啓発を含め、ふれあい資源として過度の利用等に留意した適切な利活用を行う。
- ・歴史的に形成されてきた独特の地割景観を始めとする景観の保全に資するものとする。

#### (2) 見沼田圃

- ・農地、斜面林、水辺の一体的な保全を基本方針とする。
- ・斜面林の良好な自然の状態の保全、分断化を抑制する。
- ・環境教育、普及・啓発を含め、ふれあい資源として過度の利用等に留意した適切な利活用を行う。
- ・地域が有する治水、防災機能の維持、向上に配慮する。
- ・市民団体等を含めた多様な主体による保全活動の促進を図る。

#### (3) 新治・三保

- ・鶴見川水系を軸とした樹林地・農地のネットワークの重要な構成要素として、丘陵地の樹林、谷戸の良好な自然の状態と里山景観の維持、向上を基本方針とする。
- ・周辺市街地との関係に留意しつつ、虫食いの市街地の拡大を抑制し、秩序ある土地利用を促進する。
- ・公園空間等のふれあい資源を活かしつつ、過度の利用等に留意した適切な利活用を図る。
- ・市民団体等を含めた多様な主体による保全活動の促進を図る。

#### (4) 奈良・三輪・岡上

- ・鶴見川水系を軸とした樹林地・農地のネットワークの重要な構成要素として、樹林、谷戸の良好な自然環境の質の維持、向上を基本方針とする。
- ・周辺市街地との関係に留意しつつ、虫食いの市街地の拡大を抑制し、秩序ある土地利用を促進する。
- ・点在する文化財を含め、自然とのふれあい資源として、過度の利用等に留意した適切な利活用を図る。

#### (5) 岩瀬

- ・多摩丘陵から三浦丘陵につながる首都圏の自然環境の骨格軸の重要な構成要素として、また、地域における自然とのふれあいの場として、良好な自然の状態の維持・向上を基本方針とする。
- ・周辺市街地との関係に留意しつつ、虫食いの市街地の拡大を抑制し、秩序ある土地利用を促進する。
- ・環境教育、普及・啓発を含め、ふれあい資源として過度の利用等に留意した適切な利活用を行う。

#### (6) 小網代

- ・三浦半島における一連の拠点的自然環境の重要な構成要素として、森から、湿地、干潟、海にまで至る多様で良好な自然の状態を一体として維持することを基本方針とする。
- ・周辺市街地との関係に留意しつつ、秩序ある土地利用を促進する。
- ・環境教育、普及・啓発を含め、ふれあい資源として過度の利用等に留意した適切な利活用を行う。
- ・良好な景観、多様な生物相の維持、保全を図る。